

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 空港の名称及び位置 東京国際空港 東京都大田区
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第八百二十五号を参照）
- イ 誘導路
- 延長 四万四千五百四メートル
- ロ エプロン
- 面積 二百九十二万六千三百四十八平方メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 平成三十年三月二十九日

○国土交通省告示第二百六十九号

神戸ヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日 国土交通大臣 石井 啓一

- 一 設置者の氏名及び住所 神戸市 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目五番一号
- 二 空港の名称及び位置 神戸ヘリポート 兵庫県神戸市
- 三 供用廃止の予定期日 平成三十年四月一日

○国土交通省告示第二百七十号

新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日 国土交通大臣 石井 啓一

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 空港の名称及び位置 新千歳空港 北海道千歳市
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第四百七十六号を参照）
- イ 誘導路
- 延長 一万四千六百二十五メートル
- ロ エプロン
- 面積 七十九万八千六百十三平方メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 平成三十年三月二十九日

○国土交通省告示第二百七十一号

熊本空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

○国土交通省告示第二百七十一号

平成三十年三月一日 国土交通大臣 石井 啓一

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 空港の名称及び位置 熊本空港 熊本県菊池郡菊陽町
- 三 変更した事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第八十九号及び平成二十年国土交通省告示第二百三十八号を参照）
- イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
- ロ 空港の総面積 百七十七万九千六百六十五平方メートル
- ハ 誘導路
- 延長 三千三百九十八メートル
- ニ エプロン
- 面積 十一万三千四百三十平方メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 平成三十年三月二十九日

別 図 熊 本 空 港

